

日南市バレーボール協会規約

(名称、事務局)

第1条 この協会は、日南市バレーボール協会と称し、事務局を日南市役所内におく。

(目的)

第2条 この協会は日南地区におけるバレーボールの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) バレーボールに関する諸計画を実施し、技術並びにアマチュア精神の高揚を図る。
- (2) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(上部団体加盟)

第4条 この協会は、日南市体育協会及び宮崎県バレーボール協会に加盟するものとする。

(役員等)

第5条 この協会に次の役員（以下、「役員等」という。）をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 1名
- (7) 書記 1名
- (8) 会計 1名
- (9) 会計監事 2名
- (10) 常任理事 若干名
- (11) 理事 若干名
- (12) 名誉会長 1名
- (13) 顧問・参与 若干名

(役員等の任務)

第6条 前条の役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この協会の統括を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会務を執行するとともに、上部加盟団体に参与する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときはこれを代行する。
- (5) 事務局長は、会務全般の事務を行う。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在のときはこれを代行する。
- (7) 書記は、事務局長及び事務局次長の会務全般の事務補佐を行う。

- (8) 会計は、会計事務を行う。
- (9) 会計監事は、会計の監査を行い、その結果を総会において報告する。
- (10) 常任理事は、事業運営の企画立案にあたる。
- (11) 理事は、事業の運営にあたる。
- (12) 名誉会長、顧問並びに参与は、この協会の運営にあたって指導助言を行うことができる。

(役員等の選任方法)

第7条 第5条に規定する役員等の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び理事長は、総会において選任する。
- (2) 会長及び理事長を除く役員等は会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第8条 第5条に規定する役員等の任期は2カ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 この協会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 常任理事会
- 2 前項の会議は、次のように行うこととする。
- (1) 総会は、第5条に規定する役員をもって構成（以下「構成員」という。）し、会長がこれを招集し、会は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、決議は出席構成員の3分の2以上の賛成によって決する。
 - (2) 常任理事会は、第5条第1項第1号から第8号及び第10号に規定する役員（以下、「常任理事等」という。）をもって構成し、会長が必要と認めた場合、又は常任理事等の2分の1以上から要求があった場合、会長がこれを招集し、会は常任理事等の2分の1以上の出席によって成立し、決議は出席常任理事等の3分の2以上の賛成により決する。
- 3 総会は、定期総会と臨時総会とし、次のように行う。
- (1) 定期総会は、毎年度当初（1回）に行う。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、常任理事会の決議による場合、又は理事の2分1から要求があった場合に行うことができる。
- 4 総会は、次のことを決議する。
- (1) 予算（決算）に関すること。
 - (2) 会長及び理事長の役員選出に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他、会長が総会決議を必要とすると判断する事項に関すること。

(専門委員会)

第10条 この協会の事業を円滑にするために次の専門委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会

(4) 普及強化委員会

2 専門委員会は、常任理事等の中から会長が委嘱した専門委員長及び理事の中から会長が委嘱した専門委員で構成する。

3 専門委員会の運営は委員長があたる。

4 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は、他の専門委員会に属さないすべての事務に関すること。
- (2) 競技委員会は、競技運営及び競技の記録に関すること。
- (3) 審判委員会は、競技審判及び審判技術指導に関すること。
- (4) 普及強化委員会は、チームの強化普及育成に関すること。

(経費)

第 11 条 この協会の経費は次のものをもって充てるものとする。

- (1) 負担金（登録料、参加料、会費等を含む）
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第 12 条 この協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

付 則

- 1 この規約は、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規約は、平成 元年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。